

第九十六回国会 外務委員会 議 録 第 三 号

昭和五十七年三月二十四日(水曜日) 午前十時三十二分開議

外務委員会調査 伊藤 政雄君 室長

出席委員

- 委員長 中山 正暉君
- 理事 愛知 和男君 理事 稲垣 実男君
- 理事 奥田 敬和君 理事 川田 正則君
- 理事 高沢 寅男君 理事 土井たか子君
- 理事 玉城 栄一君 理事 渡辺 朗君
- 麻生 太郎君 鯨岡 兵輔君
- 小坂善太郎君 佐藤 一郎君
- 竹内 黎一君 浜田卓二郎君
- 山下 元利君 井上 泉君
- 井上 普方君 河上 民雄君
- 林 保夫君 野間 友一君
- 東中 光雄君 伊藤 公介君

出席政府委員

- 外務政務次官 辻 英雄君
- 外務大臣官房審議官 藤井 宏昭君
- 外務大臣官房外務参事官 都甲 岳洋君
- 外務省欧亜局長 加藤 吉弥君
- 外務省経済協力局長 柳 健一君

委員外の出席者

- 科学技術庁計画局国際科学技術博覧会企画管理官 平野 拓也君
- 外務大臣官房外務参事官 藤田 公郎君
- 外務大臣官房外務参事官 遠藤 実君
- 外務大臣官房外務参事官 佐藤 嘉恭君
- 食糧庁業務部輸入課長 大神 延夫君

委員の異動

- 三月二十三日
- 麻生 太郎君 補欠選任 田村 元君
- 北村 義和君 倉成 正君
- 竹内 黎一君 有馬 元治君
- 同日
- 有馬 元治君 補欠選任 竹内 黎一君
- 倉成 正君 北村 義和君
- 田村 元君 麻生 太郎君
- 同日
- 伊藤 公介君 補欠選任 石原健太郎君
- 同日
- 石原健太郎君 補欠選任 伊藤 公介君

三月二十三日

婦人に対するあらゆる形態の撤廃に関する条約早期批准に関する請願外二十五件(谷川和穂君紹介)(第一四六三号)

同外一件(五十嵐広三君紹介)(第一五四五号)

同外二件(池端清一君紹介)(第一五四六号)

同(上原康助君紹介)(第一五四七号)

同外三件(小川省吾君紹介)(第一五四八号)

同(岡田利春君紹介)(第一五四九号)

同(加藤万吉君紹介)(第一五〇号)

同外二件(小林恒人君紹介)(第一五二二号)

同外六件(島田琢郎君紹介)(第一五二二号)

同(塚田庄平君紹介)(第一五三三号)

同外四件(長谷川正三君紹介)(第一五五四号)

同(安井吉典君紹介)(第一五五五号)

同外九件(山口鶴男君紹介)(第一五五六号)

非核三原則の堅持等に関する請願(武部文君紹介)(第一五四三三号)

同(永井孝信君紹介)(第一五四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第三八号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件及び千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件並びに国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。玉城栄一君。

○玉城委員 最初に委員長に御要望申し上げておきたいわけですが、きょうは大臣御出席の異例の中で法案並びに条約の質疑でございますので、これらの法案並びに条約に対する大臣への質疑については、後日また機会を持っていただきたいと思います。

○中山委員長 了解いたしました。

○玉城委員 それでは最初に、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案についてお伺いをいたしておきたいと思っております。

この政府代表の人選、任務についてお聞きしたいわけですが、もうすでにこの政府代表の人選については内定をいたしておるやに伺っておりますが、この人選はどういう基準で決定をなされるのか、政府代表の任務とは具体的にどういうものであるのか、まず最初にその点をお伺いしておきたいと思っております。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

この科学技術博覧会に対する政府代表につきましては、目下政府部内において鋭意選任方検討しているところでございます。私どもといたしましては、この選任に当たりましては、次のようなことを考慮に入れながら選任をすることが必要ではないかというふうに考えております。すなわち、この科学技術博覧会、特別博ということになってございますが、こういった条約関係あるいはそれに関連して出てきますいろいろな法律問題を通じておられる方、また、国際会議等の場面もございまして、この分野における外交的経験の深い人物であるということが必要かと思っております。また、当然のことながら、国内準備の過程におきまして、科学技術博覧会準備当局あるいは科学技術庁を初めといたします関係省庁等の御協力を得

ながら対応をする必要がございますので、そういう方面との連絡調整を十分やり得る能力を有しておること、そういったことが必要であろうかと思っております。なお、この博覧会事務局との関係におきましてフランス語が使われることが非常に多いわけがございますので、そういう語学の面につきましても十分な配慮をしておかねばならないか、かように存じておるわけでございます。

また、政府代表の任務でございますが、非常に多岐にわたっているわけでございます。条約に基づきまして、この特別博覧会に関するすべての事項につきまして招請国の政府を代表するという任務を負っておるわけでございます。対外的な関係の調整あるいは国内におきましますところの諸般の手續、そういうものを十分監督し得ると申しますか連絡調整を図り得る、そういうことを任務としておるわけでございます。

○玉城委員　そこで、同じく外務省の方にお伺いしておきたいのですが、この博覧会は昭和六十年の三月十七日から六カ月間にわたって開催されるわけでありまして、すでに国内法も成立しております、また国際博覧会条約の規定等により、本年から開会に向けて本格的な準備に入るやに承っておりますわけです。現在までの準備状況について、外務省の方から概略お伺いしたいわけですが……

○平野説明員　具体的な博覧会の準備につきましては、私どもが中心となつてやっておりますので、私どもの方から御説明申し上げます。

博覧会の準備状況でございますが、昭和五十四年の十一月に閣議了解がございまして、博覧会を開くということで準備が始まったわけでございます。自來、関係省庁等の大変な御協力をいただきまして、準備はほぼ順調に進んでおるところでございます。博覧会の準備は大変多岐にわたりますので、一応国際関係、それから会場、輸送の問題、出展の問題というふうな、順を追って御説明申し上げます。

まず、国際関係でございますが、昨年の四月に博覧会の条約に基づきまして博覧会国際事務局、通

称BIEと申しておりますが、その総会におきまして、この科学万博、私どもはこれを科学万博というふうにして申しておりますので、これから科学万博と申し上げますが、科学万博につきましても登録が承認されまして、これで条約上の手續は完了したというふうな考へておるわけでございます。

それから、外国政府に対する出展の招請でございます。これは外務省を通じて関係各国に招請状を出すわけでございますが、すでに昨年の秋に百六十一カ国の外国政府とそれから五十四国機関等に対して招請状が発せられておるわけでございます。

次に、博覧会を行います会場の問題でございます。博覧会は御案内のとおり筑波の研究学園都市の中で行うわけでございますが、具体的な会場はその研究学園都市の中の谷田部町というところでございます。閣議了解に基づきまして、この会場用地につきましても茨城県がこれを取得されるということになっておりまして、茨城県当局は地元地主さん等の大変な御協力を得まして、約百二ヘクタールでございますが、現在時点で九割以上、あと一ヘクタール弱を残すのみでございます。

近々これは完全に買収が終わるという状況でございます。ここに会場を建設するわけでございますが、その建設は財団法人の国際科学技術博覧会協会が行うということになってございまして、その会場の計画の骨子というふうなものを先日まとめまして、これから具体的な設計に入るという段階に相なつておるわけでございます。

それから三番目の輸送問題でございますが、本博覧会は観客が約二千万人と予定しておるわけでございます。この輸送は、学園都市自体がいま余り便利でないということもございまして、大きな問題でございます。幸いにして昨年の十一月に閣議了解を開きまして、とりあえず緊急を要する輸送関係を中心とした関連公共事業の概略が決定されたわけございまして、現在県当局等におかれては道路の用地の取得とかをやっております。

すし、それから道路公団あるいは首都高速道路公団等におかれましては、それぞれの高速道路等についての建設を急ピッチにやっていたらいただいておりますが、鉄道で上野方面から越境になるお客様のためには臨時の駅をつくりまして、そこから会場まで運ぶというふうなことでございまして、現在博覧会協会が関係省庁の協力を得まして、駅から会場までの輸送につきまして鋭意対策を練つておるといふ段階でございます。

それから出展の問題でございますが、この博覧会は国際博覧会でございますので、外国出展それから日本国の政府出展、民間の出展というふうな三つに分かれるわけでございます。外国出展につきましては先ほど申し上げましたように正式に参加招請を行つてございまして、今後それぞれの国に招請活動を行うというふうなことで、来年度からこれを精力的に行いたいというふうな考へておるわけでございます。それから政府出展につきましても、現在基本計画というものの取りまとめを行つてございまして、来年度これを具体的に設計を行つておる段階から、一部政府館の建設工に入りたいというふうな段階でございます。それから民間出展につきましては、先日民間出展の説明会を行つてございまして、来月から参加受け付けを行うということになってございまして、これによりまして博覧会の骨格というものができ上がるというふうな考へておるわけでございます。

概略以上のおりでございます。

○玉城委員　私は、外務省の方から、概略の準備状況をどのくらい外務省は把握していらつしやるかという意味でお伺いしたわけですが、いま科学技術庁の方が先に、実は、科学技術庁も含めて、外務省も博覧会開催について余り熱心でないという声があるわけですね。そういう意味でございますので、委員長、私は指定した省にお答えさせていただきますかと思つております。

そこで、同じく外務省にお伺いします。

いわれる国際科学技術博覧会開催に要する総事業予算額、外務省としてはどれくらいかかると見ておられますか。

○佐藤説明員　先生のいまの御指摘でございますが、外務省が科学技術博覧会について熱心ではないのではないかという御批判をいただきましたが、私どももいたしましては、今般の科学技術博覧会と申すのは、科学技術の向上という趣旨のもとに、諸外国にわが国が科学技術の問題について考へている諸般の政策あるいは技術の水準と申しますか、科学技術をめぐりますいろいろな問題につきましても内外の方々の評価をいただくという非常にかつこうの機会であらうかというふうな考へているわけでございます。したがって、かような観点からできるだけ多くの参加国が得られるように努力をしてみたいと思つております。なにかんずくわが国の今日の経済発展に至るまでの間、産業技術でありますとか科学技術の問題がわれわれのこの生活を支えてきたわけでございますので、そういう観点の日本のとつてきた歩みと申しますか、戦後のこの日本の発展を諸外国の方々に科学技術という分野を通じてごらんいただく、そこに情報の交流も行われるべきでございます。あるいは新たな科学技術への人材を集めていくということにもなるかと思つてございまして、したがって、先進諸国からの参加のみならず発展途上国からの参加も数多く得たいというところで、目下のところ外交チャンネルを通じてできるだけ多くの国の参加を得られるようになす努力をしたい、かように考へております。決して軽々しく考へているということではございませんので、その点の御理解をお願いいたします。

それから、予算についてのお尋ねでございますが、関係各省庁におきましてどのくらいの規模の予算をおやりになるかということ、私ども必ずしも全貌を把握しておりませんので科学技術庁の方から御答弁があらうかと思つてございまして、外務省といたしましては、この法案の御審議を得ながら、政府代表が諸外国との接触なりBIEの



中断されました。その後、七九年の十月でござい  
ますか、国際小麦理事会のパロット事務局長が  
提案したものでございます。この代替案は、交渉  
会議におきます新協定案の内容をベースとしなが  
らも、かつ各国の立場を踏まえ、メカニズムの随  
所に現実的あるいは弾力的なアプローチを取り入  
れたものでございます。

もう少し具体的に申しますと、新協定案と比較  
いたしまして四つほど特徴を挙げる事ができる  
かと存じます。

第一は、備蓄在庫の総量及び最低備蓄量を定め  
るということでございまして、これは、新協定案  
等にごさいます備蓄総量について、七八年、七九  
年の交渉会議で議論されました三千万トンの目標  
数量を必ずしも明示しないで、各国が交渉で決定  
する備蓄の分担量の合計とするという考え方を示  
唆したものであると考えております。

第二点は、市況を検討いたしますための協議の  
開始についてでございますが、あらかじめ協定の  
中で決定されました価格水準によることなく、む  
しろ最近の市況動向を考慮して算出される価格、  
いわゆる移動平均指標価格と申しますが、これに  
よることとするものでございまして、この点は協  
議開始のタイミングについて弾力性を導入しよう  
としたものでございます。

第三点といたしましては、備蓄在庫の放出及び  
積み増しについてでございますが、これは、一定  
の価格水準をベースとして自動的メカニズムによ  
るということではなくて、拡大執行委員会の決定  
を踏まえて、特別理事会、場合によりましては閣  
僚理事会の合意により決定することとござい  
ます。

それから第四点が、先生御指摘になりました途  
上国に対する特別措置でございますが、この点に  
つきましては、備蓄施設に対する二国間あるいは  
国際機関からの財政的、技術的援助の問題、備蓄  
施設が整備されるまでの間の先進国による備蓄の  
肩がわり保有ないし備蓄義務の一時免除の問題、  
援助評価委員会による物質的、財政的援助計画の

作成の問題、それから、小麦の輸出課徴金による  
備蓄運用資金の設立等の規定を設けるといふもの  
でございまして、この特別措置については、七八  
年、九年の交渉会議で討議されました特別措置よ  
りも開発途上国寄りの提案となっております。

○玉城委員 その中で、おっしゃられたパロット案  
は、原則的には受諾可能国と受諾不可能国と二分  
されたというように聞いているわけですが、やはり  
世界の小麦貿易量の半分近くを占めるアメリカの  
出方に大きなかきがあるのではないかと思われま  
すが、例の海洋法会議の例を引くまでもなく、  
レーガン政権下のこの案に対する態度はどうな  
のか。消極的な立場をとっていると言われており  
ますが、そうであればその理由について外務省は  
どのように見ているのか、お伺いいたします。

○遠藤説明員 先生御指摘のとおり、このパロ  
ット提案につきましては、大半の輸入国につきまし  
ては、これが現実的かつ実質的なアプローチであ  
るということで評価をしておりますが、他方一部  
の開発途上国が、三千万トンの備蓄目標がこれで  
は達成されないというところで、三千万トンの目標  
達成が必要であるということを主張いたしました  
のと、もう一つは、米国のみならずカナダ等も含  
めました輸出側が、幾つかの理由を挙げて、こ  
れに対して消極的な態度をとっております。

その理由は、一つは、食糧の安全保障は、自由  
貿易体制、在庫の公平な分担、供給逼迫時におけ  
る供給保障等によって達成されるべきであるとい  
うこと、それから、備蓄の在庫につきましては、  
各国が自国の必要性の範囲内で適正な在庫を保有  
すべきであって、これが世界の食糧安全保障の強  
化につながるものである、こういう主張をしてお  
りますが、さらに、代替案のメカニズムの実効性、  
これについても疑問視をしているというところで  
ございます。

○玉城委員 EC側は、この代替案については最  
上の妥協案であるとし、特にアメリカ側の態度に  
ついては批判的であるというふう聞いておるわ  
けですが、そのとおりなんですか。

○遠藤説明員 御指摘のとおりでございます。  
インド、アフリカ諸国はどのような態度なのか。恐  
らくニュアンスの違いはあっても、この代替案を  
新規約作成のベースとすることに賛成ではないか  
と思っておりますが、いかがですか。

○遠藤説明員 ソ連はこの代替案を支持して  
おります。中国は、この国際小麦理事会に入っており  
ませんので、態度ははっきりさせておりません。  
わかりません。

○玉城委員 インドとかアフリカ諸国はどうなん  
ですか。

○遠藤説明員 途上国の中でインド、それからケ  
ニア等がこれに反対しておりますけれども、それ  
以外は支持をしているというふうに理解して  
おります。

○玉城委員 反対はしていないのでしょうか。――  
まあいいです。  
そこで、インドがこの新規約交渉の早期妥結に  
関する決議案を提出したときに、わが国は輸入国  
であるわけですが、米、豪州の輸出国と一緒に  
なつてインドの決議案を、どちらかというところ  
す方に戻つたと聞いているわけですが、この代替  
案に対するわが国の態度は一体どういう態度なの  
か、お伺いいたします。

○遠藤説明員 パロットの代替案につきまして  
は、わが方としては、これは現実的なアプローチ  
だと考えております。  
それから、御指摘になりました、インドが提出  
いたしました新協定の早期締結決議案でございま  
すけれども、インドは昨年六月の小麦理事会にお  
きまして、備蓄などの経済条項を含む新しい小麦  
貿易規約を八三年六月までに締結すること、それ  
からすべての援助供与国及び関係国際機関が開発  
途上国に対して、備蓄を保有するための倉庫施設  
の増設、インフラストラクチャの強化について  
財政的及び技術的援助を与えることなどの点を盛

り込みました決議案を提出したわけでございます。  
この決議案に対しては、わが国のみならず  
先進諸国、これはアメリカ、EC、それから輸入  
国であるソ連、ECは輸入国でもあり輸出国でも  
あるわけでございますが、こういった国、そのほ  
か一部の開発途上国が、国際小麦理事会は純粋に  
小麦貿易にかかわる諸問題を着実な方法で討議す  
る場である、したがって、この種の決議案を行うに  
は適しないということ、それから、決議案は開  
発途上国への特別措置を強調しております、こ  
の種の決議案によって開発途上国への特別措置のみ  
を先取りして新協定の今後の交渉方針を決定する  
ことは好ましくない、その他の理由によりまして  
反対をしたわけでございます。

○玉城委員 世界の穀物生産は十五億トンに達し  
ていると言われ、そのうち三〇％が小麦で占めら  
れております。したがって、食糧問題の中で小麦  
の占める重要性はきわめて高いと思うわけです。  
しかし、七一年協定は、七二年、七四年の大規模  
な凶作の際全くと言ってよいほど無力であったと  
言われております。小麦の価格が高騰している  
とき、または豊作で小麦が世界市場にだぶついで  
るときにしか新しい協定はできないと思うわけ  
ですね。幸いにして、ここ二年続きの豊作であり、  
特に米国の方は豊作貧乏と言われるぐらいなん  
ですが、このような時期にこそ新国際小麦協定の早  
期締結への積極的な働きかけが必要ではないかと  
思うわけですが、いかがでしょうか。

○遠藤説明員 確かにこの種の協定は、そのとき  
の情勢によりまして、つくするための契機が熟して  
いるときとそうでないときとがございまして、  
も、これを長期的に考えますと、むしろ現在のよ  
うな豊作の時期にこそつくっておくことが必要だ  
というの、確かに輸入側国側の立場からいたしま  
すれば当然のこととございまして、そういう観  
点から、わが国は七一年以来引き続きそういう  
考え方を推進しているわけでございますが、新協  
定の準備段階からは特に積極的に討議に参加いた  
しまして、新協定交渉会議に際しても積極的な参

り込みました決議案を提出したわけでございます。  
この決議案に対しては、わが国のみならず  
先進諸国、これはアメリカ、EC、それから輸入  
国であるソ連、ECは輸入国でもあり輸出国でも  
あるわけでございますが、こういった国、そのほ  
か一部の開発途上国が、国際小麦理事会は純粋に  
小麦貿易にかかわる諸問題を着実な方法で討議す  
る場である、したがって、この種の決議案を行うに  
は適しないということ、それから、決議案は開  
発途上国への特別措置を強調しております、こ  
の種の決議案によって開発途上国への特別措置のみ  
を先取りして新協定の今後の交渉方針を決定する  
ことは好ましくない、その他の理由によりまして  
反対をしたわけでございます。

加を行ってきたわけでございます。いずれにいたしましても、わが国としては、長期にわたりにまして妥当な価格による安定供給を確保することがぜひとも必要でございます。これを、開発途上国の食糧問題の解決を目的といたします。国際食糧援助計画に協力の貢献を行うことも、基本方針として対処してきているわけでございます。その結果、食糧援助規約については合意が成立したわけでございますが、小麦貿易規約につきましましては成立しておりません。そこで、現在の現実的な判断をいたしましては、新協定が作成されるまでの当面の措置といたしましては、現行協定の協議メカニズムを強化する、それと並行して、新協定案の作成についても検討を重ねていくということになっております。特に、単に当面の協議メカニズムの強化だけでは足りないというところは、わが国が小麦理事会の場におきまして強く主張して、並行しての新協定案作成についての検討ということにつきましては輸出側との同意も得ることになつたわけでございます。

○五城委員 最後の方に政務次官に、これはグローバルな問題になります。二問、時間がございませんのであわせてお伺いしておきます。

食糧安全保障問題についてお伺いしたいのですが、七三年、七四年の世界食糧危機、七三年のアメリカの大豆禁輸政策、さらにソ連のアフガン侵攻に伴う穀物制裁実施等々によって食糧安全保障への関心が高まり、数多くの論議が繰り返されております。この問題、日本だけの視点から論ずる場合と、世界的視野から総合的、特に開発途上国における食糧不足や飢餓の解消という立場から論ずる場合とがあると思っております。

まず、世界的視野に立った、人類の幸福のための食糧安全保障はいかにあるべきかを政務次官はどのようにお考えになっておられますか。特に国際的備蓄制度のあり方についてお伺いいたします。

もう一点、わが国の食糧の総合自給率は七三%、穀物自給率はわずか三三%と、主要先進国

では最も低い水準にあるわけですが、日本で消費される小麦、大豆、飼料穀物など毎年二千万トンから二千四百万トンに上ると思っています。その八〇%がアメリカ一國から輸入されている。まさにわが国の食糧がアメリカの傘のもとにあると言ってもいいのではないかと申すのです。日米貿易で日本の黒字がアメリカ側から云々されていくわけですが、日本人にとつてこれだけの食糧をアメリカ一國に頼つていいのかどうか、素朴な疑問が出てまいります。昨年農水省が、穀物輸入がストップしたらという検討資料を発表しておりますが、それによりまして、終戦直後に転落というショックな数字も出ております。この発表によりまして、ゴルフ場まで掘り起こして食糧を生産するということをお考えが必要があるというふうなことで言つておられるわけですが、こういう国際紛争、あるいは世界的凶作がいつ起こるかかわらないという状況のもとにおいて、あらゆる場合を想定し、日ごろからわが国の食糧確保のためどのように対応すべきであると外務省としては考えておられるのか。

以上、二点あわせてお伺いしておきます。

○辻政府委員 第一点につきましてもお答え申し上げますが、わが国が穀物を中心に食糧の輸入国であるというのを考えてまいります場合に、基本的には国内生産をどのように持つていくかというところと関連しまして、国際的な輸入についてどういう政策をとつていったらいいかということ、日本における問題点だと思つております。しかし、さらに先生がお話ございましたように、国際的な広い角度における小麦の需給の安定ということと、開発途上国等における食糧の困難な事情に対してどのように対処をしていくかという問題があると思つております。開発途上国の、特にアジア諸国の食糧というものが今後とも増産されていきますように、資本、技術の面で日本が協力をしていくことも、アジア諸国のためでもあるし、同時に日本にとつても食糧安全保障のために肝要なことである、重要なことであるというように考えておる

わけでございます。

一方、また日本といたしましては、穀物の輸入国である立場もありまして、国の中における適切な国内の備蓄を保有することが必要でありますけれども、先ほど来お話がありますような小麦の貿易規約の問題とも関連しまして、あるいはこれまたある面におきましても、開発途上国における食糧危機の回避ということも含めまして、国際的な小麦に関する備蓄制度というものを早急に成り立つような方向で努力をしていくことが日本にとつて重要であるというふうなことを考えておりました。先ほど来事務局から御答弁申し上げましたように、今後とも積極的な小麦貿易規約の新たな協定ができればというように努力をしていかなければならぬというように考えております。

また後の問題の、日本の小麦を含めました食糧の自給率をもう少し高くしていかなければならぬではないかという点につきましては、政府もかねてから努力をいたしておりました。最近わずかではありますけれども小麦の国内生産量もふえつつある、今後ともこういうものの、小麦のみならず穀物につきましてもできる範囲の努力はしていくべきである、できるだけ努力をしていくべきであるというように考えております。

また、日本の穀物輸入が主としてアメリカに依存しておるといふ点につきましては、現実の穀物の小麦を含めた世界の生産事情というものが主たる要素になつておると思つておりました。多角的な輸入をした方がいいのではないかと申す考え方ももつともあります。将来はそういう方向に進むにいたしまして、現実の日米貿易アンパランス等の問題も当面に控えておりますので、これらを含めまして将来の方向としてはおつしやるようなことを持つていくべきだと思つております。現時点において直ちにどれだけのことができるかということを含めて検討をしていかなければならない、そのように考えております。

○五城委員 この議定書についてのほかの質疑はまた次の機会にさせていただきますことにして、次

に、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約についてお伺いしておきます。

一九七九年二月、わが国はドイツ民主共和国政府より通商航海条約を締結したい旨の申し入れを受けたこととありますが、ドイツ民主共和国がわが国との経済関係の緊密化を図りたいとの熱意を示した理由について、外務省はどのように理解をしておられるのか、お伺いいたします。

○加藤(吉)政府委員 先生御案内のとおり、東独と西独の間には一九七二年に両独間の基本条約というのでござっております。その結果といたしまして、東ドイツも一民族二国家という枠内で主権国家としての地位が認められたわけでございます。両独の間には常駐代表の交換を含む外交関係もできております。そういうことで、東ドイツとしては西側諸国を含む諸外国と独立のいろいろな条約を結びたい、特に経済面で主権国家として条約を結びたい、こういう意向があつたわけでございます。他方、一九七〇年代の初めごろから日本のいろいろな企業、東独への進出という傾向が見られて、特に大型のプロジェクトについて日本側からプラントを輸出する、こういう現象が生じたわけでございます。

こういう二つの理由が重なりまして、相互の経済関係を安定的な基礎の上に置くこと、そして基本的な枠組みをこれに付与する必要がある、こういうことから通商航海条約を結ぼうという話になりました。ただいま先生御指摘のとおり正確には七七年に先方から条約締結の申し入れがございまして、その後七九年、八一年と三回の交渉を進めた結果、昨年の五月末、この東独との通商航海条約に署名することになつたわけでございます。

(委員長退席、愛知委員長代理着席)

○五城委員 そこで、東ドイツとの通商航海条約を締結することによりまして、わが国はソ連を初め東欧六カ国とそれぞれこういう条約を締結することになるわけですね。それで伺つておきたいのは、ポーランド事件で

東欧の社会主義というものが西側諸国で改めていま問われているわけですね。わが国が今回東ドイツとの通商航海条約を締結する意義とその目的はどこにあると理解すればよいのか、お伺いいたします。

○加藤(吉)政府委員 東独との通商航海条約ができませんと、東欧七カ国、これはユーゴを含め、アルバニアを除く諸国とでございますけれども、バルガリーの場合を除きましてすべて通商航海条約になりません。失礼いたしました。ハンガリーとの場合にもございます。したがって、東独との通商条約を結ぶことにより、東欧七カ国とはすべてポーランド事件というような結果になりません。

際情勢のもとでこの条約を結ぶこと、意欲という御質問でございますが、御案内のとおりポーランドの現情勢は、ポーランドの軍政当局がソ連からの圧力を受けて、そのもとで生じたものであるというのが、私も日本政府の認識でございます。ポーランドのこの状況の背後にワルシャワ同盟条約諸国の影響があるということについては、積極的な証拠を握っておりません。現にアメリカその他西欧諸国もソ連の責任は追及してありますが、その他の東欧共産圏諸国の責任ということには言及しておりませんし、そのための措置というふうなものもっておりません。

この条約は、先ほども申し上げましたとおり日本と東独との経済関係の基本的な枠組みをつくる協定でございますし、当然日本側の東独における経済活動もこの条約の結果として保障される、そういう効果があるわけでございます。加えて、東独側からはこの条約を一刻も早く発効させてほしいという要望が参つてきております。こういう状況を考えまして、現時点でこの条約の発効をおくられるという、そういう積極的な理由はないと私も判断しております。

(愛知委員長代理退席、委員長着席)  
すでに署名を了した協定でございますので、国会

の御承認を賜り、速やかに発効する方向に持つていければ、日本と東独、ひいては日本と東欧諸国との関係にも資するところが大きい、かように考えている次第でございます。

○玉城委員 日本を除いて、西側諸国で東ドイツとどういふ通商航海条約を結んでいる国は何カ国ぐらいありますか。

○加藤(吉)政府委員 いわゆる通商航海条約としては、七本結んでおります。ソ連、ブルガリア、チェコスロバキア、これは東側でございます。そのほかベルギー、ルクセンブルク、これは相手を一つとして結んでおるわけでございますが、ベルギー、ルクセンブルク、それから中国、北朝鮮、キプロス、こういう国と通商航海条約を結んでおります。

長期通商協定を結んでいるケースは、十七カ国との間でございます。国の名前を申し上げますと、ポーランド、ハンガリー、ブルガリア、アルバニア、ルーマニア、ユーゴスラビアそれからオーストリア、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、オランダ、オーストラリア、スペイン、マレーシア、シリア、リベリア、キューバ、以上でございます。

○玉城委員 いまおっしゃることは、西側諸国が東ドイツと通商航海条約を結んでいる国々という意味ですか。それとも日本が結んでいるという意味ですか。私がお伺いしているのは、西側諸国が東ドイツとどういふ通商航海条約を結んでいる、西側諸国は何カ国ぐらいあるのですかということでございます。

○加藤(吉)政府委員 質問の意味を取り違えました、失礼いたしました。

西側諸国といましては、通商航海条約あるいは類似の通商協定を結んでいる国は、大体十一カ国でございます。具体的には、ベルギー、ルクセンブルク、オーストリア、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドを加えると十二カ国になるかもしませんが、一応フィンランド、オランダ、豪州、スペイン、マレーシア、シリア。それから、

あと産業技術協定という名前で、フランス、イタリアが入っております。ちょっと数えて、大体十二カ国というふうに思っております。

○玉城委員 こういふ東欧諸国は産業協力が西側銀行のバンクローンに強く期待していると思っておりますが、産業協力には生産協力、技術協力、販売協力といういろいろな形態が組み合わされ、西欧と東欧を中心にしたような形になってきていると思っておりますが、その実情について概略御説明いただきたいと思っております。

○加藤(吉)政府委員 東西の経済関係につきましては、単なる貿易、つまり商品の取引にとどまらず、科学技術の分野、経済開発の分野、さらには産業協力の分野というふうな多岐にわたって発展しております。特に、東側が非常な関心を持って進めてまいりましたのは産業協力の分野でございます。一、九六〇年代から七〇年代にかけて西側諸国との間に非常に数多くの産業協力協定が結ばれたという事実がございます。しかしながら、七〇年代の後半に入りましてから、いろいろな理由でこの産業協力が足踏みをするようになってきております。

その理由の一つといたしましては、東側から、俗に申しますコンペンセーションとかあるいはカウンターパーチエス、つまり取引の代価を相手国の産品で支払うとか、あるいは取引をする条件として相手国の産品を買いつける約束を結ぶとか、そういう附帯条件を出してくる、こういう現象のためであるかと思っております。また、こういう東側の附帯条件の背後にある情勢といたしまして、東側諸国がおしなべて経済情勢が悪化し、特に外貨事情が悪くなつて支払いその他に困難を来す、こういう状況があったと考えております。要するに、七〇年代まで非常に活発でありました東西貿易、特に産業協力というのは、このところ一とんざと申しますか、若干足踏みの状況に入つてい

る、かように認識しております。  
○玉城委員 次に、最近公表されたIMFのワールド・エコノミック・アウトルックによると、コ

メコン諸国の実質生産は七〇年代後半に至りかなりの鈍化が目立ち、一部の国ではマイナス成長さえ記録されているようでありますが、悪化を示すソ連、東欧経済不振の要因はどこにあると外務省は見えておられるのか。

○加藤(吉)政府委員 やはり一番大きな理由は、東欧諸国がおしなべてソ連からエネルギー資源、特に石油を輸入しております。この石油のソ連から東欧に対する供給が量において削減され、また価格において高くなってきておる、こういうことが一つ大きな理由ではないかと考えております。

第二の理由といたしまして、西側の経済自体がやはり景気の鈍化ということのために東側の産品を十分買つてやれないという事情がございます。せつかく東欧でつくつた物を西側が余り大量に輸入できない、こういうような状況、これも第二の原因として挙げられるのではないかと考えております。

○玉城委員 そこで、この東欧諸国の中でも最先進国であり、経済力は最強であると言われていた東ドイツが、一九七〇年代後半の五カ年計画の諸目標を達成することができず、特に七九年の経済は不振であったと言われておりますが、その原因についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○加藤(吉)政府委員 五カ年計画は共産圏諸国が常にとつておる経済運営の方法でございますが、コメコン加盟六カ国おしなべて、五カ年計画の目標を達成していないという状況でございます。しかし、その中であつて東独が一番いい成績をおさめている。経済は鈍化しておりますけれども、まだまだ四〇％台の経済成長率を維持しております。点では、かなり努力し、かつ成果もおさめているのではないかと考えております。

こういう五カ年計画未達成の原因ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、エネルギーの問題が一番大きな原因になっております。現在東欧では、エネルギー源の確保と同時に、その節約、それから有効利用ということを非常に

大きな課題としておられるわけですが、そのための投資が必ずしも十分ではない。したがって、このエネルギーの節約ないし効率的な利用ということにまだ十分の成果をおさめていないということ、同時に、労働生産性が必ずしも望ましいほど高くなっていない、かような理由があるかと考えております。

○玉城委員 この東ドイツはエネルギー資源に乏しい国であるわけですが、ソ連からのエネルギー資源の供給量の大幅増加は今後も見込めないとの指摘もあるわけですが、そのように理解してよろしゅうございませうか。

○加藤(吉)政府委員 東独の石油輸入の大体九割方はソ連から供給されているものでございませう。未確認情報でございませうけれども、最近ソ連は、東ドイツを含めて東欧諸国に対する石油供給を減らしておるとい話がございませう。それに伴いまして、東ドイツとしては国産の褐炭、そういう代替エネルギーの開発に力を注いでいるようございませうが、現段階ではまだ十分な成果をおさめていないように見受けられます。

○玉城委員 東ドイツは通常年間六百万トンの石炭を輸入しており、七九年には八百七十万トンと急増しているとお承っておりますが、その急増している理由。それから、東ドイツはポーランドからの輸入石炭に対する依存度も高いようでありませうけれども、今回のようなポーランド事件による影響が東ドイツに大きく出ているのかどうか、その辺りかがございませうか。

○加藤(吉)政府委員 いま手元に詳しい数字は持っておりませんが、東ドイツの国産炭の増産という事実は確かにあるかと思ひます。先ほど申し上げたとおり、これはソ連からの石油供給の減少というものを補うための措置であると考えております。同時に、ただいま先生御指摘のとおり、東ドイツはポーランドからかなり多量の石炭を輸入しております。ポーランドの現状にかんがみまして、石炭だけは何とか増産をしているという説もございませうけれども、少なくとも統計等で見ま

す限りにおいては一昨年から昨年にかけましてポーランドの石炭の増産も非常に減っておりませうし、輸出量も減っております。その影響は東独にも当然及んでおると考えております。

○玉城委員 東西経済関係の見通しということから考えまして、ソ連、東欧諸国において製造される工業製品がCOMECON域内の経済発展の需要に左右され、自国生産製品をすべて西側諸国への輸出に振り向けることができないという制約があり、ソ連、東欧諸国の輸出構造が不安定であることが東西経済関係の見通しを暗くしているのではないかと指摘がありますが、それはそれとお理解してよろしゅうございませうか。

○加藤(吉)政府委員 私は大体さように認識しております。

○玉城委員 そこで、八〇年代を通じ東ドイツが自国経済発展への糸口をつかむためには工業生産の合理化とエネルギーの省力化をどこまで実施し得るのかにかかっているのではないかと申すわけですが、わが国との経済緊密化を図るため通商航海条約を今回締結し、わが国の支援、協力を強く期待していると思つておられるが、外務省としてはどのように対応されるおつもりであるのか。

○加藤(吉)政府委員 やはり体制、理念を異にする東側諸国であるということ念頭に置き、今後の国際情勢というのを注意深く見ながらきめ細かい措置をとっていくことがわが国の対東欧関係で必要なことではないかと考えております。今後とも東独から具体的な案件についての要請、申し入れ等は多数あるかと思ひますが、これにつきましましては、いま申し上げたとおり国際情勢というものに注意深い目を配ると同時に、一方的に東独だけを利するものではなく日本と相手側との相互利益に資するものを、そういう物差しを当てケース・バイ・ケースで慎重に検討し、かつ決断していきたいと考えております。

○玉城委員 この条約について最後の質問ですが、ソ連と東ドイツとの関係、一般的でなくわがわれの参考になるような、理解できるような御

説明をいただきたいと思ひます。

○加藤(吉)政府委員 御案内のとおり、東ドイツはワルシャワ条約機構のメンバーでございませうと同時にCOMECON経済機構の一員でもございませう。ソ連との関係はほかの東欧諸国に比べて最も緊密であり、協力的な国であると考えております。ただし、最近におきましては、東西両ドイツの首脳会谈等にあつたおと西ドイツとの関係

を深めようという方向に動いているように見受けられます。同時に、ソ連圏あるいは共産圏の一員でありながらドイツ独自の文化に対して再認識を始める、こういう傾向がございませう。また、西ドイツと境を接し、情報とか人間とかの往来もほかの東欧諸国に比べて非常に頻繁であるために、西側特に西ドイツからの影響が随所に見受けられる、そういう点で東側においても特異な地位を占める国である、かように認識しております。

○玉城委員 時間が参りましたので、次の機会にまた質問させていただきます。

○中山委員長 愛知和男君。  
○愛知委員 玉城委員の御質疑との重複を避けまして、若干お伺いしておきます。

最初に、日本と東ドイツの通商航海条約に關しまして、先ほども若干お話がございましたが、日本と東ドイツの通商航海条約は東欧諸国と日本と結びましたこの種の条約の最後と伺ひましたが、最後になった理由というのは何かありますか。

○加藤(吉)政府委員 東ドイツが東ドイツという国として国際的に認められた時期が非常におくれたということが最大の原因ではないかと思ひます。先ほど申し上げましたとおり、東西両独間の基本条約、一九七二年にこれが結ばれて初めてドイツが一人前の主権国家として認められ、国連への西独、東独の同時加盟というような事態が生じたわけがございませうが、この条約が最後になつたおくれたというところが、正式な国としての発生が根本的な原因であるかと思つております。

○愛知委員 今回この日本と東ドイツの通商航海条約を結ぶに当たりまして、当然のことながら西

ドイツは非常に関心を持ったのではないかと申すのですが、西ドイツの反応はいかがでございませうか。

○加藤(吉)政府委員 東ドイツは主権国家であるとは申せ、先ほど申し上げたとおり一族二国家という表現に見られますとおり、同じドイツ民族の国家であるという意識、それが特に西ドイツに強いわけがございませう。したがって、こういう東ドイツと諸外国との外交関係あるいは経済関係に西ドイツが非常な注意と関心を持つていたことは当然である、かように推察いたします。しかしながら、この条約に対して西ドイツが非常に不快感を持つたあるいはこれを抑制するような措置に出た、このような事例には接しておりませう。先ほど申し上げたとおり、東ドイツも一人前の主権国家として認められたということは、同時に東ドイツが諸外国と何ら関係な関係を結ぶことについて西ドイツは文句を言わない、こういう原則がそこで確認されたためであらうかと考えております。

○愛知委員 これまたいささか当然のことではございませうが、この条約を東ドイツと結ぶことによつて日本と西ドイツとの関係には別に影響がないと思ひますが、いかがでございませうか。

○加藤(吉)政府委員 ただいま申し上げたとおり、条約的には影響がないと考えております。しかしながら、西ドイツは西側陣営における日本の与国でございませう。特に日本と西ドイツとの間には非常に緊密な協力と友好の関係がございませう。したがって、私どももいたしましては、一方で東独とのこういう枠組みの設定あるいは経済関係の増進に努めると同時に、西ドイツとの友好協力関係は、今後ともそれに傷がつかないように大切に守つていきたい。これは具体的な政策の面を中心に尽くしていくつもりでございませう。

○愛知委員 先ほど東欧諸国の経済の状態のお話が若干ございましたが、東欧諸国あるいはソ連等も含めまして経済が非常に悪い、その理由についてお話がありました。エネルギーの状態だとかそのほかいろいろ理由があるんでしうけれども

も、基本的にはこういう諸国の経済制度、統制経済、そういうところに基本的な原因があるのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 確かに先生の御意見、まあこれは国際的にも多数説になっているのではないかと思います。統制経済あるいは官僚統制のもとの経済運営、それに対して西側の市場経済というものは、利益の追求とそしてまた自由な経済活動と競争関係、そういうもので大いに伸びてきた。それに対して東側の経済の仕組み自体に何らかの欠陥があるために現在東西間の経済には大きな水があいた、こういうふうに見えるのがいまや国際的にも多数説になっているように思います。

○愛知委員 東欧諸国の中では東ドイツは比較的经济がいいと言われておりますが、東ドイツの経済運営の中で、経済制度そのものに若干新しいアイデアなどを盛り込んで経済運営をやっている結果が出てきているのでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 具体的な事例を正確に把握しているわけではございませんが、東ドイツはエネルギーの効率的な利用ということに非常に力を注いでおると伺っております。それからまた、石炭の増産にもいろいろ近代的手法を講じて取り組んでいる、こういう努力の結果が東側の中でも東ドイツがかなりいい成績をおさめている原因ではないかと考えております。

○愛知委員 先ほど経済体制の問題で、あのような統制経済とわが国のような自由主義経済を比較した場合に、体制としては自由主義経済の方がいいんだという結論が大分世界的にもできています。このお話もございましたが、東ドイツと日本が通商航海条約を結んで、経済関係のみならずあらゆる面で関係が深まるわけがありますが、この際、東欧諸国に対して日本のような自由主義経済体制の方がいいんだというふうなことをいろいろな機会に示していくこともいいのではないかと、こんなふうには私は思うのですが、いかがでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 先生御指摘のとおりでございます。実はわが外務省といたしましても東

ヨーロッパの諸国に日本の経済の仕組みを理解してもらおうということ、昨年以來外務省が主宰になりましてあと通産省その他の協力を得ましてセミナーをやっております。これには東欧諸国から政府機関あるいは学者の方々をお招きして日本で現実にいろいろな企業とか工場を見ていただく、同時に日本の役人とか学者から話を聞いていろいろ討論する、こういうようなことをやっているわけでございます。

○愛知委員 ぜひそのような交流なども深めていっていただきたいと思っておりますが、この東欧地域の状況を考える場合に、どうしてもポーランドの状況というのが関心があるわけですが、ポーランドの状況も、基本的には解決しない、こう言われておりますが、ポーランドの経済の現状はどうでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 戒厳令下でございますので、ポーランドのいろいろな生産状況の具体的な数字等はきわめて把握が困難でございます。しかし私も得ております情報を総合いたしますと、特定の鉱業生産にはかなり力を入れておつて、特に石炭の生産はほぼ前年並み、あるいはそれより若干上回る生産を達成しつつあるというふう聞いております。しかしながら、これは本当に経済活動の一部にとどまるものでございまして、それ以外の分野においては、ポーランドの経済は依然としてきわめて厳しい状況にある、かつこれがさらに悪化の徴候さえ示しておるというふうな聞き及んでおります。

○愛知委員 ポーランドの経済状態がよくなるために、日本として何かできることというのはないのでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 御案内のとおり、日本側は、日本政府といたしましてはポーランド問題につきまして何よりもまず西側の協調、西側の結束ということを重んじております。確かに、日本はポーランドの貿易相手あるいは経済的なパートナーとしてかなり大きな比重を占めております

が、これは日本だけでできることではございません。近隣にある西ドイツあるいは西ヨーロッパの諸国、こういう国と意見をすり合わせ、共通の結論を出した上でポーランドに対する措置を決めていかなければならないと考えております。

ただ御案内のとおり、日本の対ポーランド措置というのはあくまでも軍政当局に対する反省を促すための措置でございます。懲罰的な意味を強く持つものではございませんし、またこういう措置をとると同時に、人道的な緊急援助、そういうものは従来どおり続けておるし、またさらにこれを増大する方向でいろいろな施策を進めていることは先生御案内のとおりでございます。

○愛知委員 東欧諸国と申しましても東ドイツからポーランド、いろいろな国があるわけですが、最後にわが国の対東ヨーロッパ外交、基本的な取り組み方を政務次官からお答えいただければと思っております。

○辻政府委員 ただいま愛知先生からお話がありましたように、日本としても東欧諸国全体との関係につきましては、それぞれの国情を勘案しながら相互理解の増進と友好関係の発展のために今後とも努力してまいらるべきものだと考えております。

○愛知委員 次に、国際小麦協定に関連して若干お尋ねをいたします。その一部であります食糧援助規約に関連いたしまして、まず初めに開発途上国の食糧問題に対するわが国の基本的な態度をお伺いしておきたいと思っております。

○辻政府委員 わが国は、開発途上国において現実に慢性的な食糧不足が生じている事実にかんがみまして食糧援助を行う必要があると考えております。具体的には食糧援助規約に従いまして、国際協調のもとに小麦三十万トン相当の食糧援助を行っております。

この食糧援助規約によりまして、その援助の仕方が現金の場合と現物出資の場合と両方ございませうけれども、日本の場合は現金でやっております。

○柳政府委員 お答えいたします。この食糧援助規約によりまして、その援助の仕方が現金の場合と現物出資の場合と両方ございませうけれども、日本の場合は現金でやっております。

○愛知委員 お伺いしたかったのは、日本は三十万トン相当、こういうふうなことでありますが、これは最小限度ですか、それに対してどの程度実績が上回ったのか、あるいは三十万トン相当ちようどだったのか、その辺のことを伺いたかったのです。

○柳政府委員 お答え申し上げます。五十五年度の実績でございますが、全体で四百八十七万七千七百九十九ドル、それからタイ米一千七百六十六万ドル、さらに米産の米が八百四十万ドルというふうになっております。

○愛知委員 お伺いしたかったのは、日本は三十万トン相当、こういうふうなことでありますが、これは最小限度ですか、それに対してどの程度実績が上回ったのか、あるいは三十万トン相当ちようどだったのか、その辺のことを伺いたかったのです。



金額的に申しますと、本体分は大体において最小限度をちよつと上回っておる程度でございます。ただ、その輸送費を必ずしも義務的には持つことになつておりませんが、日本の場合は後発開発途上国でございますL.D.C.に対しては全額、それからそうでないL.D.C.に対しても約半額持つておりますので、それは最小限度の義務のほかには追加して金額を使つております。

○愛知委員 最小限度まで達成すればいいのだ、こういうことではなくて、諸般の事情から、日本として可能な限り援助をふやしていくというようなど切な点ではないかと思ひます。ちよつとその点を確認したかつたわけであり

この食糧援助で、日本は穀物全体は非常に輸入国であります。御案内のとおりお米だけは余つてゐるわけですが、このお米がどの程度こういう援助物資として使われておりますか。

○柳政府委員 食糧援助を行う場合の中身の問題でございますが、わが国が食糧援助を行う場合には、被援助国からの要請内容に十分考慮を払つてやっております。

特にこの規定によりますと、援助用の穀物の買入れ、つまり日本の場合は現金で出して買入れられるわけでございますから、買入れに当たりましては、食糧援助規約及び小麦貿易規約の加盟国、特に開発途上国からの買入れを優先するよう

に勧奨されております。同時にまた、両規約のいづれの加盟国でもない発展途上国からの買入れも排除しない、こういうことになつております。そこで、実際問題といたしましてタイ、ビルマ等から自国産のお米を買つてほしいという要請もございまして、それから米産小麦等、メンバークントリーであるところの先進国の穀物についても使用方の要請がございまして、いろいろな点を、開発途上国の嗜好とかそういうものも勘案しながら決めておるわけでございます。

ただ、他方がわが国が余剰米を抱えておるといふ現状にもかんがみまして、日本米は、KRの援助

の中におきましては、金額で見ますと約六割程度が日本米になつております。

○愛知委員 農家の皆さんが精魂込めてつくつたお米がどうも余つてゐるというような声が最近非常に多いわけで、農民の方々もそういう意味では若干元気をなくしてゐるような現状ですが、そのお米がこういうことで日本として国際社会の中で大いに役立つということになれば、農家の方々もある意味では非常に元氣も出てくるわけでございます。まあお米は食糧ですから、それぞれの国の嗜好その他を考えなければならぬという面もありましようが、ひとつはお米も可能な限り援助として出していくということを進進を

進進をしたいと思います。次に、小麦貿易規約の点について関連してちよつと伺いますと、先ほどいろいろ御質疑がございましてので重複は避けたいと思ひますが、これに関連いたしまして、穀物需給等で大変関心を持たれておりますのは、ソ連の状況でございます。ソ連は三年続きの不作だと言われておりますが、ソ連の穀物の状況はどういう状況でし

ようか。

○加藤(吉)政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、ソ連の穀物生産は過去三年間引き続いて思われない成果を上げておらず、私の記憶に間違いがなければ、年々千五百万程度の穀物をアメリカ、アルゼンチン、カナダ、豪州等の諸国から輸入しておるといふふう聞いております。

○愛知委員 そのソ連の穀物の不作というのは、天候の事情等の一時的な原因によるものなのか、あるいはソ連の農業政策あるいは体制そのものに問題があるのか。体制そのものに問題があるとする、また当分続くと考えられますし、天候その他による一時的な現象と認識をすれば、また対応の仕方も違つてくると思ひますが、どのような認識でしょうか。

○遠藤説明員 原因はいろいろ言われておりますけれども、一つは生産性が向上してないというの

は厳然たる事実でございます。ただこれに悪天

候が重なつたということを考慮する必要があるかと思ひます。ただ、どの程度がこの悪天候のせいで帰せられるべきものか、その辺はいろいろむずかしいところだと思ひますし、またその生産性がなせ上がらないかと思ひます。それらについては、いろいろ意見があるかと存じます。

それから、先ほど加藤局長の方から申しました、毎年千五百万トンぐらいの穀物をソ連が輸入してゐるといふことは、実は小麦についてでございます。穀物全体といたしましては、今穀物年度におきましては、一つの推計によりますと、四千三百万トン程度の輸入が必要ではないかといふふう言われております。

○愛知委員 そうしますと、ソ連の農業生産の体制そのものに従来と違つた体制で取り組むという

ような徴候その他はないわけですか。

○遠藤説明員 ソ連の政府といたしましては、生産性向上につきましていろいろ施策を講じようとしてゐるようではございますけれども、現在実施中の計画、八一年から八五年にかけてのガイドラインというのがございまして、これのターゲットによりますと穀物の生産が大体二億三千万トンということになつております。ただ、推計によりますと、今穀物年度におきましては一億七千万トンぐらいの生産ではないかというふう

に言われておまして、それと先ほど申しました四千万トン程度の輸入ということとを合せて需要を賄つてゐるといふこととございまして、今後どういふふうな施策を打ち出すか、その辺については

なおつまびらかにいたしておりません。

○愛知委員 アメリカがソ連に対して穀物禁輸措置をとつたわけでありまして、その影響は大幅出ていると思ひますか。

○遠藤説明員 一つには、アメリカのソ連に対しまして禁輸につきましては、アメリカ以外の穀物生産国からの輸出が実際に行われまして、必ずしもアメリカ政府が意図した所期の効果は出ていないといふふうに通言言われております。他方、これに関連いたしまして、ソ連といたしましては外貨

不足に悩んでおりまして、穀物の輸入代金を賄うために金を西側に売つてゐるといふことが確実な事実でございます。どの程度であるかはいろいろ憶測がございまして。

○愛知委員 アメリカがとりました措置、これはわが国としても理解ができる部分もあるわけですが、問題はやはり食糧というものが戦略物資、外交戦略上の外交手段として用いられるということ

は余りいいことではございませんで、わが国も食糧を大量に輸入しなければならぬ宿命にあるわけでございますから、食糧、穀物を外交戦略手段として利用されるということとは人ごとではないと思ひますが、最後にその点につき政務次官にお

伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○辻政府委員 一般的には愛知先生の御意見もごもつともであらうと思ひますが、現実の国際情勢の中で食糧の窮迫事情も考えるべき要素の一つではあるかと存じますので、必ずしもいまの時点では絶対にいけな

いのだというのを決めるかどうか、方向としてはごもつともでございますけれども、現実には必ずそうでなければならぬと言ひ切れるかどうかについては、若干の検討の余地がある場合もあらうと考えるわけでございます。

○愛知委員 終わります。

○中山委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時一分開議  
○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林保夫君。

○林(保)委員 まず、国際小麦協定に関する小麦貿易規約並びに食糧援助規約の議定書について質問いたします。

まず、政務次官にお伺ひしたいのでございますが、この二つの規約の役割りをどう評価なさいますか。協定はできておりません、なおしかし二つ

やらなきやならぬ、こういう問題かと思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○辻政府委員 小麦協定を構成しておりますうち第一の小麦貿易規約の方は、それを通じて国際社会における小麦の安定的供給を確保するということを目的としたものと考へております。そしてまた食糧援助規約の方は、現実の国際社会における、後進国等食糧に対して非常に苦しい状態にある国に対して、どのような援助政策をやっていくかということを中心としてつくられた、食糧の国際的な危機を救うための援助を目的としたものだというように考へておるわけでございませぬ。

○林(保)委員 重ねまして、いつになつたら小麦協定は締結できるのでございませうか、見通しを伺いたいと思ひます。

○遠藤説明員 先生のお尋ねの件は、小麦貿易規約につきましては経済条項を伴つた新規約がいつできるか、こういうお尋ねかと存じます。これにつきましては、七一年以降経済条項のない貿易規約が実施、発効しているわけでございませぬが、その間に需給関係の安定、それから貿易の拡大、生産者に対する合理的な価格、それから発展途上国に對し援助ということを念頭に置きまして、鋭意交渉が続けられたわけでございませぬが、このうち援助規約につきましては改正が成立いたしましたけれども、小麦の貿易規約につきましては何回かの試みにもかかわらず成立するに至っておりませぬ。そこで、七九年に小麦理事會で新協定案の交渉が中断いたしました、その十月に小麦理事會の事務局長でございますパロット氏が出されましたいわゆるパロット案、新協定代案につきまして交渉が続けられたわけでございませぬけれども、結局、輸入国側はごく一部の途上国を除きまして大方この代案に賛成ということではございませぬが、主要輸出国がこれに対して消極的ではございませぬ、当面直ちにこの新しい貿易規約が成立するというのは必ずしも容易なことではないというふうに考へられております。したがひまして、当面

この小麦理事會におきましては協議メカニズムを強化、充実にするとかという措置に取り組みつつ、並行的に新協定についての作業を継続するということになつております。

○林(保)委員 パロット案に對します日本の態度、それから、日本はこれに反對しているアメリカ、カナダに對してどういふ折衝なり交渉なり意見交換をされたのか、その辺を伺いたいと思ひます。

○遠藤説明員 日本は輸入国の中でも特にこの新しい小麦貿易規約の作成に非常に重要性を付しております、したがひまして、アメリカ、カナダ、その他の輸出国が、特に開発途上国の備蓄について財政援助をするとかそういった点を中心にしてしまつて、それ以外にもございませぬが、そういったことから消極的な態度に出ているわけでございませぬけれども、これについては鋭意開発途上国の食糧問題の重要性等を説きまして、いろいろと努力をしてきたわけでございませぬが、その点については成功するに至っておりませぬ。したがひまして、現在のところは直ちに新しい貿易規約を作成することは容易ではないという状況になつております。

○林(保)委員 私が聞きましたのは、アメリカ、カナダとどういふ協議をされたか、こういうことではございませぬ。

○遠藤説明員 特に二国間で別途このための特別の協議というものはやつておりませぬが、小麦理事會の場におきましては、その理事會が開かれませぬ場外等におきましてわが方の基本的な方針に従つてアメリカ、カナダを初めとする輸出国側とも鋭意話し合ひを進めてまいつたわけでございませぬ。

○林(保)委員 小麦の輸入については日本は大変大きな国であるはずで、そういうところで外交をやるとすれば、わが国はかなり有効な手段で持ち得る立場にあると思ひます。ぜひ御努力をお願いしたいと思ひます。  
なお、今日の片肺飛行の状態の中で、ここ両三

年間多国間交渉がだんだんからということなでございませうか、二国間協定がかなりふえてきておるのか、またこれは好ましいことなのかどうか、こういう問題について御所見を承りたいと思ひます。

○遠藤説明員 二国間の穀物協定につきましては、現在数えましてほぼ二十前後でございませぬと思ひます。これがつくられませぬ動機は、それぞれ必ずしも同一ではございませぬが、これはある意味ではきつめて限定的なものでございませぬ、通常輸出入国いづれの側にとりまして、供給の保障であるとかそういった面ではきつめて部分的に満足させているにすぎない状況であります。しかし、この協定がいわば乱立をするという状況になりませぬか、あるいはその中身によつては国際穀物市場、小麦市場の硬直性あるいは排他性を招くかというふうなことになる望ましくないというふうな考へております。しかし、現在のところきつめて部分的な効果を持つ協定でございませぬ、その意味で、国際的な管理のもとにおける個別の備蓄を基本といたしまして新しい貿易規約というものを阻害しているというふうには必ずしも考へておりませぬ。

○林(保)委員 そういうふうな二十幾つあるわけではございませぬが、二国間協定ができてきて糸がもつれてしまふという状況、また食糧についての地球的な関心が非常に非常に出てきておると私は思ひます。一方におきまして豊作、また一方におきまして凶作もありませぬけれども、なお多くの民族、国民が慢性的な食糧不足に悩んでおるといふような状況の中におきまして、東西関係が緊張すればするほどまた戦略的な要素を食糧は持つてまいらると思ひます。

そういう視点で、先ほども申し上げましたように日本も大きな輸入国であり、関心があるならばむしろ積極的な食糧外交をいまから打ち立てておかないと、エネルギー危機そのほかの体験に見るような事態が来ないとも限らない、というより明らかに来るだらうと思ひます。政務次官、この点

についてどのように考へておられますでしょうか。

○辻政府委員 食糧の安定的確保はわが国にとりまして重要な問題であります。きつめて重要な問題であることにつきましては先生御指摘のとおりだと考へております。そういう意味におきまして、現在難航しておりますこの小麦貿易規約の中の経済条項を含めたものをどのようにして合意に達するかということは、援助規約と同様に、それ以上に重要な問題でありますので、ただいま御指摘のありましたようなことにつきまして速やかに実現し得るよう努力をしてみたい、かように考へる次第でございませぬ。

○林(保)委員 現行の食糧援助規約の今日までの実績を御報告いただきたいと思ひます。

○藤田説明員 ただいまでわかつております数字は、一九八〇及び八一穀物年度、すなわち一九八〇年七月一日から一九八一年六月三十日までの実績でございませぬが、四百六万五千トンの提出が行われております。しかしながら、これはまだ未報告の国がございませぬですから若干不正確な数字かと考へられます。いままでは報告がありませぬものだけでその程度でございませぬ。

○林(保)委員 日本は幾らですか。

○藤田説明員 日本は三十万トンでございませぬ。

○林(保)委員 世界で四百六万五千トン、それから日本の実績が三十万トン、こういうことでございませぬ。

農林省にお伺いしたいのでございませぬが、これは国内でもありませぬし、対外的なものもございませぬが、農業政策の面から見てこの実績についてどのような評価をしておられますでしょうか。

○大神説明員 お答えいたします。  
御承知のように、現在農政の枠の中では過剰米という問題を抱えておられて、この過剰米を円滑に処理していくということは今後の農政を進める上で一つの重要な要素と考へております。そして、過剰米は工業用とかえき用もございませぬが、

その中で輸出用として処理することが一つの柱になつておりますので、私もいま御審議いただいております食糧援助規約に基づきまして、無償援助で過剰米の処理をさせていただいては、無償でございます。世界的に多数の開港途上国で食糧不足が生じておりますので、これは農政の上からもちろん必要でございますけれども、私どもの過剰米がそういうところのお役に立っているという意味でも意義があることであるというふうに考えております。

○林(保)委員 五十六米生産年度の過剰米は幾らになつておりますでしょうか。それともう一つは、三十万トンというのは換算してのものだと思いますが、日本の米はそのうち幾ら出したということになつておりますか。

○大神説明員 お答えいたします。

私どもが過剰米と申しておりますのは若干定義がございます。昭和五十年から昭和五十三年、これは会計年度でございますが、その間にわが国の需要を超えまして生産された米が蓄積いたしました。現在に及んでいられるわけでございます。それが五十三年度当時で申し上げますと六百五十万トンあつたわけでございますが、いろいろな方途でそれを処理いたしまして、現在、正確に申し上げますとこの三月末ぐらいで約三百万トン超、すなわち約三百五十万トンは処理された、こういう状態になつております。

それで、これは会計年度で申し上げたいのでございますが、五十六会計年度におきましては先ほど申しました食糧援助規約に基づく援助、これを私ども通称KR食糧援助と申しておりますけれども、これは無償で輸出をいたしたわけでございますが、そのほかに延べ払いの輸出もいたしております。その両方を合わせまして五十六会計年度におきましては、韓国、タンザニア等の諸国向けとして現在までのところ約七十一万トンの輸出の成約を見ております。

○林(保)委員 農林省に根つこのお話を聞きたいのでございますが、これは農業政策上期待して

たもの以上なのでございませうか、ちよつと少ないといひますか大変少ないといひか、どういふ御判断を農林省はしておられますか。外務省に關係なくひとつお答えいただきたいと思ひます。

○大神説明員 私どももいたしましては、過剰米の処理に当たりましては、先ほど申し上げましたように工業用と輸出用とえさ用というところで考えております。そして基本的には、当初六百五十万トンありましたが現在時点で約三百万トンでございませうか、残るものは三百万トンでございませう。

そこで、これをそもそもから申し上げますと、私どもは五十四年度から五十六年間、すなわち五十八年度までの間に全体の六百五十万トンを処理するということと過剰米処理計画を立てたわけでございませう。そして輸出用といたしましては、明年度すなわち五十七年度及び五十八年度で約八十万トンを処理する。これは今後の計画でございますが、過去の実績は実績として相当の処理をしてきたと考へておりますし、今後につきましてはいまい申し上げたようなことで計画的に処理してまいりたい。

そこで一点申し上げたいことは、過剰米の輸出につきましては、もちろん食糧不足に悩む開港途上国等からの要請に基づいてやっておるわけでございませうが、それと同時に私どもの輸出は、FAOに余剰処理原則というのがございませう。これはたとえばわれわれの過剰米輸出が通常の商業的な米の輸出の利益に悪影響を与えないようということがございませう。米の輸出と申しますと、御案内のとおりタイとかビルマとか、それから先進国では米国等がございませう。その辺のところの国の利益にも十分考慮しながら、かつ農政上の必要として計画的な処理をしてまいりたい、こういうこととでございます。

○林(保)委員 私がこれを聞きましたのも、これはもう皆さん御存じのとおりだと思ひますが、田舎へ行つて人と話をすればするほど、世界は飢えているのになぜ米が余っているのをほつておくのだ、こういう問題でございませう。国際条約、協定上いろいろ制約があることはもう周知の事実でございませうけれども、なおその間において日本が小麦の大きな輸入国であり、米を過剰なものを保持しているというところは、やはり外交手段、手法を使う根つこととして非常に重要なものだと私は思ふのです。そこでひとつ農林省さん、外務省さん、一緒になつてこういう世界の今日の状況に対処してしつかりやつていただきたい、こういうことを言いたかつたわけでございませう。国民にもよくそのことを理解をさせておかなければ、何のために農業にこんな大きな補助金を出しているのだという声やみません。そういった問題をずつと突き詰めていきたいと思います。国際的な貢献はできる日本であるのちよつともしてないではないかという声がいつぱいございませう。と同時に、やはり現実の問題としてはそういう補助金を出しているがゆえの壁とか、一般の商業ベースの取引を邪魔しないようにならなければならぬといふおつしやつたようなFAOの約束事あるいは条件もございませう。やはりいろいろあるかと思ひますが、なお政務次官にそういう壁を乗り越えて世界の問題に対処する決意をひとつこの機会に承つておきたいと思ひます。

○辻政府委員 ただいま先生からいろいろ広い角度につきまして御指摘がありましたことはまことにございませうと思ひます。やはり世界の食糧の安定供給、特に一部の開港途上国における極端な食糧不足に対応するということは基本的に日本の政策としてきわめて重要である、このことが基本であります。同時に現実には日本で米が若干余つておる、一方では小麦が足りないということを長期的に考えますと、これからの農業政策の中で構造改善政策をどのようにとっていくかというところも同じように重要な問題であろうと思ひます。先生の御指摘の点を含めまして農林省とも協議をしながら対応してまいりたい、積極的な努力をしてまいりたいと思ひます。

○林(保)委員 では続きまして国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案についての質問に移りたいと思ひます。

まず、科学技術庁にお伺ひしたいのでございませうが、今日予想される事業費のいづゆる総額、と同時に本年度予算で幾ら組まれておるのか、また博覧会の現在までの準備のポイントだけで結構ですが、どこまで進んでいるのですか。

○平野説明員 お答え申し上げます。

博覧会関係の予算でございますが、大きく分けまして、博覧会場を整備するという関係の予算、これは会場建設費と申しておりますが、それと博覧会の主催国でございます日本国政府が博覧会にふさわしい出展をするという政府出展と、この二つが直接経費として大きなものでございませう。そこでまず会場建設費でございますが、これは昨年末の五十七年度の予算折衝におきまして全体総額が約四百九十億円で、そのうちの国庫負担分が二百十八億円でございませう。財政当局と一応調整がついておるわけでございませう。そこでこの来年度予算でございますが、会場建設費、来年度建設にまいり着手するわけでございませうが、一応敷地の造成あるいは道路、上下水道といった基礎施設等につきましては実施設計あるいは建設に着手しようという内容が主な内容でございませう。博覧会協会に対する補助金ということでは約三十億円を計上いたしております。このほかに、国庫債務負担行為が約七十億円ということとお願いいたしておるわけでございませう。それから政府出展でございますが、これは従来からの慣行と申しますか、開催国の政府がその博覧会のテーマに沿いまして全体の基調をなすような展示を行うということとございませう。全体が三百六十五億という規模でございませう。そのうちの約十七億円、それから建物関係でございますが、五十七年度予算につきましてはそのうちの約十七億円、それから建物関係でございますが、国庫債務負担行為で約百四十九億円でございませう。したがって、全体の直接経費が八百五十

五億円ということに相なるかと思ひます。

このほかに、関連公共事業といつたしまして、昨年の秋に関係閣僚会議で約四千二百億円の道路、鉄道、下水、河川といつたような緊急を要する関連公共事業につきましての計画の御決定を見ておられるということでございます。

それから現在の準備状況でございますが、まず国際関係につきましてはBIE、すなわち博覧会国際事務局という国際機関がございますが、これに対する諸手続、これは昨年の春に完了いたしました。

それから会場計画関係でございますが、会場用地の手当は県にお願ひするということで、県が大変精力的に用地の取得をなさいまして、現在すでに九九%以上の用地が獲得されておられるということでございます。そこにどういふ会場をつくるかということにつきましては、これは開催の運営主体でございます博覧会協会の責任でございます。協会は先般第一次の会場計画案というものをまとめまして発表いたしましたところでございます。それから政府出席につきましては、ただいま関係省庁の御協力を得ながら、民間、一般の専門家のお知恵も借りつつ全体の基本計画というものの策定を行つておるわけでございまして、来年度引き続きまして展示の基本設計なりそれから展示館の建設の着手といったようなことを予定いたしておるわけでございます。

それから民間の出席につきましても、先般民間の出席予定者に対しまして説明会を行ひまして、来月の半ばからその受け付けを始めるという段階でございます。夏ごろまでにはほぼ全体の輪郭が明らかになるであろうということでございます。さらに外国政府出席の招請でございますが、これは昨年の秋に外交ルートを通じまして招請を行つたところでございますが、今後具体的に個々の国とのあらゆるチャンネルを利用いたしまして、できるだけ多くの国に参加していただくということを基本方針といたしまして、外務省を初め関係省庁及び関係団体の御協力を得ながら、でき

るだけ多くの国に参加してもらうべく、来年度精力的に努力をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○林(保)委員 いま御説明の中にありました万博の国際事務局に対して説明し、承認をとつたわけですが、条約上には法制上、財政上の措置を示して登録を受けるといふふうにしてあるのを読みまして、登録も、どの段階なんぞでございますか。

○平野説明員 条約の手続に従ひまして、登録という最終の手続のようなものでございますが、その登録を昨年の春に受けております。それまでの間にはいろいろ総会における審査あるいは現地調査というところで、筑波の会場予定地にまでBIEの調査団が見えになって、日本には今度の筑波博を十分行う能力があるという判定がその以前に下されておるということ踏まえて登録完了というところでございます。

○林(保)委員 そうすると、政務次官、もう手続は一切済んだ、政府代表を決めることさえ法律的な手続をすればいい、こういう段階に一応なつておるわけでございますか。

○辻政府委員 博覧会国際事務局等との関係、第一の基本的な手続はできておりました、具体的に進めてまいります段階で政府代表を任命する必要があります。あるところまでは来ておりますけれども、今後具体的にどのようにしてこの博覧会の目的を達するように国内でいろいろなことをやっていくか、あるいは対外的話し合いなりPRなりをやっていくかということ、これはこれから具体化する問題でありますので、これで全体が済んだというふうなことは毛頭考えておりませんので、これからの全体のものも軌道に乗せさせていただきます、政府代表任命について御承認をいただきたい、かように考えておるわけでございます。

○林(保)委員 これからの問題でございますが、いまお話しした総事業費、関連工事の四千二百億円を除きました、直接が先ほど八百五十五億とおっしゃいましたですね。このほかに民間からもやはり金を集めなきゃならぬのじゃございせんか。

それは幾らぐらひ予定しておられますか。

○平野説明員 先ほど申し上げました会場建設費と申しますのは補助事業でございますので、四百九十億円の全体の補助対象事業がその三分の二ということになっております。したがしまして、民間からは四百九十億円の三分の一というものを、これを寄付その他でお願ひしなければならぬということでございます。したがしまして、今後経済界その他にもお願ひいたしまして、これが穴があきませんように予定どおり寄付金その他を集める努力をいたしたいということでございます。

○林(保)委員 博覧会は有料だろうと思ひますが、先ほど何か二千万人ぐらひの入場を予定しておるといふようなことでございまして、どれくらい収入を見込まれ、赤字なんぞでしょうか、黒字なんぞでしょうか。

○平野説明員 博覧会の赤字、黒字と申しますのは、これは運営費の収支のバランスを指していることかと思ひますが、実は運営費につきましても、協会等でもいろいろ試算はいたしておりまして、正式にはまだ決めておらないということでございます。ただ、私どもの一応の試算でございます。大体運営費が四百億から五百億の間というふうなことに落ちつくのじゃなからうかというふうな考えておりました、その収入の主なもの、これは言うまでもなく入場料の収入でございます。これを幾らにするかということがこの収支バランスでも非常に大事なところかと思ひますが、現在まだ正式にその入場料を幾らにするかというところは決まっておらず、鋭意いろいろ多方面の知恵を借りながら検討をしておるという段階でございます。

○林(保)委員 先ほどありました各国へも要請しておるといふ、どういふ国へどういふ要請の仕方をされておられますか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。各国への招請についてのお尋ねでございますが、昨年十月十五日付をもちまして外務省の訓令

を發しておるわけでございます。国の数にいたしますと百六十一カ国、それから各種の国際機関の参加を求めているわけでございますが、五十四の国際機関に招請状を發出したところでございます。

○林(保)委員 これらの要請については、百六十一という以上は、もう東西の壁も何もなく全部一斉という意味でございましょうか。

○佐藤説明員 国際博覧会の規則によりますと、招請状は外交チャンネルを通じて發出をすべしという定めになつておるわけでございます。したがしまして、先ほど御説明申し上げましたが、各国への招請状につきましては、外交チャンネルで發出しておるわけでございますが、どういふ国に發出をするかというところは、これはもつぱら主催国に任されている事柄でございます。そこで、百六十一カ国という数の国に招請を出したわけでございますが、私どもとしては日本政府と外交関係のある国々に招請状を發出したということでございます。

○林(保)委員 どこか外れているところがありますか。

ついでに一緒にお答えいただきたいのでございますが、私たち関心の引くようなところで外れているところがあるかどうかという点と、それからこの招請状を出してから後の反応はいいんでございましょうか。

○佐藤説明員 第一点の外れている国についての御質問でございますが、北朝鮮については、外交関係がございませんで、招請状は發出しておりません。

それから昨年の十月の半ばに招請状を出しまして、その後の状況でございます。現在のところ、リビアあるいは民主カンボジアそれからタイといった国々から積極的な参加表明の回答が来ております。国際機関からも、一、二の国際機関から参加表明の回答が来ておりますが、いずれにいたしましても数多くの参加国を得られるために私どもとしては今後ともいろいろな手段を使いまして

招請の努力を重ねてまいりたい、かように考えております。

○林(保)委員 そので、質問が逆になったのでございませうが、国際科学技術博覧会、この意義を、スタートのときに出しておられると思ひますが、科学技術庁はどのように出しておられますでしょうか。

○平野説明員 本科学万博の意義でございませうが、いろいろあるかと思ひますが、私どもはこれをまず第一に、二十一世紀を創造する科学技術のビジョンといったものを内外の方々、特に青少年に対してお示しするということによりまして、科学技術に対する理解と関心を深めていただくということがまずあるかと思ひます。

それから、この博覧会の出展を契機にいたしまして、筑波の研究学園都市、これは世界にも数少ないユニークな都市でございませうが、それを科学技術の世界の中心地として育てていく、その一つのきっかけになるのじゃないかというふうなことが次に考えられるわけでございませう。

同時に、国際博覧会でございませうから、世界各国の科学技術情報を含めた、テーマにふさわしい種々の情報交換を世界的なレベルで行い得ること、あるいは、博覧会の出展を契機にいたしまして、いろいろな新しい技術なり文化なりといったようなものがそこで生まれるというふうなことも期待いたしておるといふこと、いま現在準備を進めておるといふこと、この二つがございませうが、その限りでは別に問題はございませんが、これをやることについての国際的な反応といふ点、特に近隣諸国の国民感情はどんなものでございませうか。外務省はどのようにこれを見ておられますでしょうか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。先ほども若干触れたわけでございませうが、たとえばタイからは積極的な参加の意向表明を受けておられるわけでございませう。それから、東南アジアで

申し上げますと、文部大臣機構というのがASEAN諸国の間にございませうが、そのようなASEANのグループとしての機構からも積極的な参加の意向表明を受けておられるわけでございませう。外交チャンネルを通じて、それぞれの国々の関係当局政府に、いま科学技術庁の方から御答弁がありましたような、今度のこの科学技術博覧会の趣旨をよく説明をして、参加の招請をしておられるわけでございませうが、私どもが得ている反応といたしましては、大変意義の深いものではないでしょうかというところを、政府のレベルにおいては表明を受けておられるわけでございませう。

東南アジア諸国の一般的な受けとめ方はどうかという点でございませうけれども、私どもはこれらのこの参加招請を行っていく過程におきまして、これらの国々の国民の方々から寄せられる御支援であるとか、あるいは問題提起であるとか、そういうことも十分に受けとめながら、今度の博覧会の成功のために外務当局としては努力をしてみたいと思っております。

○林(保)委員 ぜひそうやっていただきたいのでございませうが、なお政務次官にひとつ判断をお伺いしたいのでございませう。

御承知のように、いまアメリカばかりでなく欧州との経済摩擦、貿易摩擦あるいは防衛摩擦も非常に出ておる。その背景が、また経済力、技術力、科学の水準、こういったものの大きさ、高さというところから出てきておると思ひます。こういう博覧会を開きますと、当然、かつての大阪の万博と同じように世界の関心が日本に集まってくる。それで、日本より以上のものが出てくればいいのだけれども、行ってみて貧弱だったという国はやはりさびびりますね。それは、二十一世紀がいかによくなるかという問題とはまた別の次元でございませう。そういう中であえてこれをやるというふうな御決意をされたわけでございませうが、たとえば、それなりの配慮がやはり私は必要だろうと思ひます。例の大阪の万博のときでもそうでございませう。非常にいい面と、またそれに対す

る批判も各国からあつたのは御承知のとおりでございませう。

ということ、日本にとりましても、私はいま故事として昔の、もう忘れ去つていような問題かとも思ひますけれども思ひ出すのは、サウジアラビアの王様が日本へ来て新幹線に乗つた。お茶を買つたら、あれがたしか二十円か三十円だったですね、それ一杯を、サウジアラビアの灯油でもガソリンでも結構ですが、幾らくんだと言つたら、白灯油に換算いたしました。一リットルが十八円くらいでしたからね、一リットルも入つていませぬね、一方のお茶が三十何円で、これがその半値にもいっていかないというふうなことから長嘆息された。エネルギー危機はそれで起こつたわけじゃないかと、そういう問題もやはりあつたといふことも言えるかと思ひます。したがひまして、この博覧会を対外的にも対内的にも何もしじけてやることはございませぬけれども、なおそういう配慮を万般やつていかなければならぬと思ひます。政務次官、どのようにこのことをお考えになつておられますか。

○辻政府委員 先生御指摘のように、今回の科学技術博覧会は単に日本のためにやるものではなくて、世界全体を含めた科学技術の発展を目指してやつていこうということが基本でありますので、その趣旨におきましては、科学技術について各国によりましてそれぞれのレベルはありましても、その具体的な普及、徹底、発展、そのための協力もやつていくというふうなことは、皆非常に賛成をしてきておるといふふうには私には考へておられます。

同時に、先ほど万博なり沖繩博に關連しましてお話のありました諸外国の国民感情というものに対しては、十分配慮すべきことであつて、博覧会の運営そのものなり、あるいはそれに関する事前のPR等につきましても十分神経を使ひましてやつていきたいというふうな考へる次第でございませう。

おきたいと思ひます。科学技術庁さん、ありがとうございます。

続きまして、東独との通商航海条約につきましても、二、三御質問したいと思ひます。まず一点は、これはたしか日本側が条約を結ばうと言つたのではなくて、向こう側からやりましょうという積極的なアプローチの結果、結ばれたというふうな理解しておりますが、どういふ経緯でございませうか。

○加藤(吉)政府委員 一九七三年に東独との間に外交関係が樹立されたときに、先方からまず第一回の申し入れがございませう。その後、一九七七年、当時のフィッツジャー外務大臣が訪日いたしましたときに、通商航海条約を締結したいという正式の申し入れがございませう。それを受けて七九年に先方から第一次の条約案が出てきた、こういう経緯でございませう。したがひまして、どちらかと申せば、先方が要請というか、申し入れをして下さつた条約でございませう。

○林(保)委員 日本はソ連及び東欧六カ国ですか、すでに通商航海条約を締結しておりますが、これと今回の条約との違いはどういふ点にございませうか。同じでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 東独との通商航海条約は、先生御指摘のとおり東欧諸国との一連の条約の最後に来るものでございませう。おのおの通商航海条約は、相手側の法制とか事情とかそういうものを取り入れまして多少の差異はございませうが、一般的にはほかの東欧諸国と結んでいられる通商条約とほぼ同じ条約であると認識しております。

○林(保)委員 多少の差異というのとはどんな点なんでしょうか。二、三……。

○都甲政府委員 日本はソ連及び東欧諸国と通商航海条約を結んでおりますけれども、その国と結ばれていられる条約の内容その他を勘案いたしまして、それぞれについて若干の差異がございませう。たとえばソ連との通商条約におきましては、領事関係事項については、特に別に領事条約を締結しておりますので入つておりませぬけれども、

今回の東独との通商航海条約におきましては、領事関係の条項が入っているわけでございます。たとえば第七條の四項におきまして、逮捕、拘禁された場合に直ちに通報するというようなこととか、拘禁されている者との通信、訪問を遅滞なく行わなければならないというようなことを書いてございまして、それで議定書の中で特に、たとえば通報する期間については三日という具体的な日にちを置いてございまして、それから訪問及び通信するのは四日以内という具体的な日にちを置いてございまして、これはソ連との領事条約において、ソ連とは別途定めているわけでございますけれども、わが国としては、当面東独との関係は、この通商航海条約におきまして、このような領事規定を入れることによつて処理できるというふうな考えから、特にならざるに、この通商航海条約におきまして、このように領事規定を別途結ぶ必要がないというふうな考えから、このように領事規定を置くことにして処理しております。このように例は若干ございまして、たとえばポーランドとの通商航海条約にも領事規定を置きまして処理いたしております。これなどが一つの例でございます。

それからさらに、たとえばこの議定書に、直接投資についての相互主義を規定してございまして、けれども、これは事業活動の最惠国待遇の例外として置いてあるものでございまして、これは東独におきまして、現在まで外国からの直接の投資を認めるといふ制度になっておりません。これはその都度閣僚会議が個別に認めるという体制になっておりますので、たとえば事業活動についての最惠国待遇を東独に与えますと、これは非常に不均衡になるというところで、この点は特に別途、相互主義による最惠国待遇ということになっております。このような点が若干違つております。

○林(保)委員 東欧六カ国と、これ七カ国になるわけでございますが、この東独との通商航海条約締結によつて一番あれになりますのは貿易実績、そういったものが一番パロメーターになると思ひますが、既締結国の六カ国、そして今度の東

独、どういふバランスになりますか。今回がやはり一番大きいでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 日本との貿易額という観点から申しますと、従来まで一番多かったのはポーランドでございます。二番目の大きな貿易相手国はルーマニアでございます。東独はその後、三番目という地位を占めております。

○林(保)委員 全体として大体どのくらいの年間の輸出入取引になるのございませうか。

この七カ国との条約締結をもつて、軍事、政治的にはこれはまた別の観点があるかと思ひますが、いわゆるワルシャワ体制、コメコン体制と日本が完全になつたような印象を受けるのでございまして、そのことについての政治的な御判断を政務次官はどのようにしていらつしやいますでしょうか。

○辻政府委員 通商航海条約がねらつておりますところは、日本とドイツとの経済関係を円滑に、それを発展させるということが基本的な目的であると思ひます。

なお一般的に、政治的にコメコン体制の国と通商貿易をどうしていくかということにつきましては、基本的には、貿易というものが両国の相互の利益になるものだという考え方を基本にしまして、具体的内容につきましては、それぞれの国情、態様に依つて処理していくべきものだと思つておりますので、この通商航海条約を結ぶことが、コメコン体制に入るとか、接近し過ぎるとか、そういう角度的の問題ではないんじやないかと思つております。コメコンはコメコンで一つの考え方があつてやつていて、私どもは、その体制をどうするかという問題と、かような問題とは直接に關係のない問題ではないか、かように考えております。

○林(保)委員 かしな、この七カ国の中にいま大変問題となつておりますポーランド、これがございませう。そうしますと、そこらに対する経

済的な影響、まあ貿易は東西の壁なしでいろいろやり合つたらいいと思ひます。しかしな、そういう近いところでどういふ貿易体制ができてきか、ひとつ今日このポーランドの事件について、例の大変心配されたアプガンのような最悪事態は避けられたものの、よくよく見ますと、一九五六年のハンガリー・ブダペスト反政府騒動ですか、それからまた一九六八年八月のソ連・東欧五カ国のチェコへの抜き打ち的な侵入、これとはちよつと様子が違つておられると思ひますが、どのような判断をされ、これからの発展をどう見ておられますか、まずそれをひとつ御説明願ひたい。

○加藤(吉)政府委員 一九五六年のハンガリー事件は、一九六八年のチェコ事件と今回のポーランド事件は、今度のポーランドの事件は、一九七〇年代を通じてヨーロッパで非常に大々的に進められた緊緊張緩和、特に一九七五年にヘルシンキ基本文書という形で合意がまとまりました。ヨーロッパの安全保障に関する合意、こういう一連の緊張緩和の流れの後に出てきた事件がポーランドである。つまり欧州の情勢を緊張緩和という大きな枠のもとで安定させようという試みの後に出てきたのがこのポーランド事件である。これに比べますと、チェコ事件にいたしましては、ハンガリー事件にいたしましては、それ以前の状態、つまり別の言い方をいたしましては、ヤルタ協定と俗に言つております東欧におけるソ連の勢力圏、そういう事態の中で起きた事件、その点が非常に大きな違いではないかと思つております。したがつて、ポーランド事件が今後どういふふうに移すかによつて、ヨーロッパのみならず、世界の東西間の均衡というものが非常に大きく乱されるおそれがある。その意味で、前二回の事件よりもはるかに大きな意味を持つ重大な事件であると私どもは受けとめております。

○林(保)委員 そういった意味で、東欧諸国への世界的な関心が高まつておるときに、日本は通商ベースでこういうことで条約を結ぶことになつた、そのことは理解できるにいたしまして、やはり関心が高いと思ひます。しかも先ほど申し上げましたような向こうの一つの体制、軍事、政治関係はないけれども、一斉にワルシャワ体制の各国と結んでしまつたということですね。そういった点で、先ほど来も質問が出ていたと思ひますが、西ドイツの方はどのような反応を示し、どういふ説明を、外交ルートを通じてすでに当然話していると思ひますが、やつておられるか、承りたいと思ひます。

○加藤(吉)政府委員 一九七二年に東西両独の間に基本条約が結ばれて以来、東ドイツも一つの主権国家として認められたわけでございます。その東ドイツが諸外国といるような協定、条約を結ぶことは当然認められる、こういう関係になつております。したがつて、この通商航海条約を結ぶこと自体については、西独からとやかく注文とか文句とか、そういうものが出た経緯はございませぬ。もちろん、交渉の過程におきまして、西独側はいろいろと情報の入手等に努め、非常に注意深く交渉を見守つていたとは考えますけれども、政府から政府に対して何か要望とか注文とかが出たというところはございませぬ。

○林(保)委員 見通してございまして、従来、東欧貿易は絶えず政治的な影響、ときには軍事的な影響を受けてきた、こういうことでございまして、本条約を締結するに当たつて、一体これからのような東西貿易の拡大発展を期待しておられるのか。余り望めないんじやないだろうか、このようにも思ひます。

○加藤(吉)政府委員 御指摘のとおり、東西貿易の将来は必ずしも明るい希望を抱けるとは考えておりませぬ。特に東側の経済的困難というものを考えますとき、今後飛躍的に東西貿易が伸びるという見通しは非常に立てにくいという考え方を持っております。ただ、日本にいたしましては、櫻内外務大臣の外交演説にも述べられております

世界的な関心が高まつておるときに、日本は通商ベースでこういうことで条約を結ぶことになつた、そのことは理解できるにいたしまして、やはり関心が高いと思ひます。しかも先ほど申し上げましたような向こうの一つの体制、軍事、政治関係はないけれども、一斉にワルシャワ体制の各国と結んでしまつたということですね。そういった点で、先ほど来も質問が出ていたと思ひますが、西ドイツの方はどのような反応を示し、どういふ説明を、外交ルートを通じてすでに当然話していると思ひますが、やつておられるか、承りたいと思ひます。



て上っておりますが、これについては具体的にどのような構想を持ち、どのような手だてをいましておられるのか、いかがでしょうか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

○佐藤説明員 発展途上国について特に強調されておるわけでございます。私もといたしまして、諸外国からの招請を考へるに当たりまして、科学技術というものが発展途上国、開発途上国の生活環境の向上にいかん貢献をしていくものであろうかということも考へながら、特に発展途上国の多くの参加が必要であらうかというふうにも考へておるわけでございます。昨年の十月月中旬の外交チャネルを通じて招請国に対する案内の際にも私もこのような基本的な考へ方を述べながら御案内を申し上げたこととございます。

そこで、外務省としては具体的にどういう手だてを講じているのかということでございますが、私もといたしまして、まず参加について積極的な説得といふか御案内をしていかなばならないと存じておるわけでございます。したがって、外交チャネルだけで案内については積極的な活動をするだけではなくて、協会の幹部の方々にもお願いをしながら、これらの開発途上国を直接に訪問し、それらの国々からの御参加を懇話してまいりたいというふうにも思っているわけでございます。発展途上国がどのような発展をしてまいるか、その辺のところまでまだ準備が進んでおらない状況でございますが、いずれにいたしましても二十一世紀の科学技術の持つビジョン、そういう考へ方のもとに多くの発展途上国が参加できるようにまず努力をしてまいりたい、かように考へている次第でございます。

○野間委員 これまたいま長々と答弁されましたけれども、結局中身はPRすることだけじゃないですか。外交チャネルだけじゃないに積極的PRすることをおなはたは答えただけじゃないですか。途上国が招請に応じて参加するという具体的な手だて、保障、そういうものはどういふものを考へておるかということをお聞かせ願います。

いておるわけですが、それについての答弁と、同時に、どの程度の途上国からの参加を予定しておられるのか、あわせてお答えいただきたい。

○佐藤説明員 具体的な手だてについてのお尋ねでございますが、現在のところ、まず開発途上国からの御参加を得なくてはならないという段階でございます。したがって、それぞれの参加の意図が表明されるように私も努力をするわけでございますが、もちろんその間におきましては、この科学技術博覧会の持つ意義等についての理解を深めなくてはならないかと思つておるわけでございます。

これからの具体的な内容というものは、現在御審議いただいております政府代表についての御承認が得られることを期待するわけでございます。政府代表において個別に各国との間でどのような出張が可能であらうかということも十分協議をしていくつもりでございまして、現在のところ、まだそれほど反響がないわけでございます。主要な国とも十分連絡をとりながら科学技術博覧会に向けての諸外国の関心をますます高めていきたい、かように考へておるわけでございます。

○野間委員 何遍聞いても中身が全くないわけですが、それではいま途上国が幾つくらい参加するという通知なり連絡があるというのでしようか。と同時に、いま申し上げたように、それじゃ具体的に、制度的に、物的なそういう保障、手だてはいまどういふものが考へられるわけですか。それだまた、具体的に、物理的に得られるものはフルにとつて体制で臨むのかどうか、まだそれは検討中ということと具体的に何にも決めていないということですか。どうですか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。どのくらいの数の国から反応が来ているかという御質問でございますが、(野間委員「途上国」と呼ぶ)途上国でございますね。私もいま接しておりますのは、リビア、民主カンボジア、タイ、この三国が参加の意図表明をしておるわけ

でございます。それから、アジアの文部大臣機構というのがございます。この国際機関も入れますと、四つのところから参加の意図の表明があるわけでございます。私もといたしまして、これからまさに科学万博についての準備を精力的に開始するわけでございますので、昨年十月の招請状の発出を受けまして諸外国の参加が数多く得られるように一層の努力を払いたいと思つておるわけでございます。

○野間委員 どうも精神的な訓示ばかりで、中身が全くないので往生するわけですが、これは次回に回したいと思つています。

条約の二十二条。条約というのは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書ですが、この二十二条、これは、申し上げた附帯決議の三項、これを具体的に保障する段取りとして当然使えるというふうには私は思いません。こういうものを踏まえて具体的に検討されておるのかどうか。

○佐藤説明員 御指摘のありました二十二条でございますが、「各国及びその国民の参加を容易にするため、特に人及び物品の輸送の料金及び入国又は輸入の条件に便宜を与えるよう努力する。」ということを定めておるわけでございます。

まさにこういう細かい問題につきまして、国内関係省庁の御協力も得ながら細則についての定めをしていくべきものと心得ております。

○野間委員 政務次官、お聞きになつてどうですか。

○辻政府委員 率直に申し上げまして、国内におけるいまお話しのような附帯決議に関連するような事項について十分段取りができていないというのが現状ではないかと私は考へております。

お話しのように、附帯決議自体は非常に重要なことを院で御決議になつておりますので、その趣旨に合致せしめて、中小企業の出展を促進すること、積極的参加を促進することないしは開発途上国のできる限り多数の参加を段取りすることがきわめて重要なことと考へておりますが、そのために、

具体的にいまの条約の二十二条に書いてありますような措置をどうとるかということについてはこれからの問題である。そのことにつきましては、きわめて重要なことでありますから、政府部内一致して、極力それが推進されるような策をとらなければならぬということだと私は考へております。その意味では、現在の段階で固まつていないということをお話をしておつて、私はそういうふうな承つたわけでございます。

したがって、招請を出しておきながら、どういふメリットがあるのかということがなければ、招請に依る側の方も困るのじゃないかという御趣旨はよくわかりますので、早急にそういう措置をとるよう、政府部内で努力をしていきたくと考へております。

○都甲政府委員 この条約の二十二条に従ひましてとられる措置につきましては、多分過去の例が御参考になると思つています。今回も過去の例を十分に勘案しながら、それに沿つた措置がとられることになるのだらうと思つています。私の方からは、事実といたしまして、沖繩海洋博のときにどういふ措置がとられていたかということをお紹介申し上げたいと思つています。

沖繩海洋博におきましては幾つかの法制及び特別措置がとられておりますけれども、その中で主なものといたしましては、たとえば海洋博の関係入国者の検疫に関する特別な措置であるとか、展示物品の通関に関する措置であるとか、海洋博に関する外国為替及び外国貿易管理法上の取り扱いは、それから海洋博用の貨物の輸入割当について特別な措置がとられております。それから動物の検疫、輸入食品衛生監視に関する措置であるとか国税、地方税に関する特別な措置、その他出入貿易管理令あるいは道路通行料の特別措置等がとられておりますので、これらが次の筑波における博覧会において条約二十二条の実施としてとられる措置の一つの参考になるのではないかと考へております。



○野間委員 本場に、ヤシジャありませんが、いらつしやい、いらつしやいだけじゃどうにもならぬわけで、具体的にこういうものに基づいて、いま次官言われたけれども、手だてをしていかなければいけない。

いま、二国か三国か、途上国の問題言われまされたけれども、そういう状態だと思ふのですね。せつかく党派を越えて附帯決議をつくりながら、これが全然生かされてない。これは大変なことだと思ふのです。いま、大変おくれておるといふふうにもみずから認められましたけれども、たとえれば旅客の輸送とかあるいは宿泊設備等々についてもいろいろ問題があります。これはほかの委員会でもいろいろ論議されておりますが、これについては、きょうはもうどうにもなりませんので、この点についての質問を次回にすることに、この問題についての質問として最後に聞きたいのは、条約の十一條との関係で、いま三カ国しか参加の意図表明をしていない、こういうことを言われましたけれども、お尋ねしたいのは、これは国交がなければ招請できないのか、それともそうでないのか、この点であります。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

御指摘の十一條におきましては、外交上の経路を通じて招請国の政府に対して案内を行うということとを定めているわけでございます。どの国を招請するかということにつきましては、主催国の政策ということで決められていくものというふうになるわけでございます。

したがって、日本政府といたしましては、昨年の九月二十五日の閣議におきまして「我が国と国交のある外国政府、我が国が加盟している国際機関等に対して招請を行うものとする。」という決定をしておるわけでございますが、それに基づきまして、先ほど来御説明しているところでございますが、百六十一カ国、五十四の国際機関に招請状を発送したわけでございます。

○野間委員 十一條によりますと、これは必ずしも国交がなくても招請できる、しかも先ほど引用

しました二十二條、入国の条件に関して便宜を与える、これとも直接関連してくるのじやないかというふうには私に思ふのですけれども、その点どうですか。

○都甲政府委員 条約の仕組みに関するところでございまして、私からお答えさせていただきますかと思ひます。

国際博覧会条約は、もともと十九世紀の半ばにおきまして始まった国際博覧会というものが非常に頻繁に行われるようになって混乱が生じたということがございまして、特定の博覧会につきましては、参加国及び招請国がともに政府の責任のもとにおいてそれを行うことによつてそれらの混乱が生ずるのを避けようというのを目的とした条約でございまして、この条約のもとにおいて行われる博覧会につきましては参加国も招請国も政府の代表を任命し、その政府が外交上の経路を通じて参加及び招請の手続をとるといふメカニズムによつてこの博覧会の秩序の正しい運営を行つていこうという目的でございまして、そういう観点からいたしますと、この条約のもとにおける博覧会につきましては政府代表という資格で参加を認め得る、そういう意味では外交関係を前提とした政府の間での参加及び招請ということを意図しているように考えられるわけでございます。したがって、私も承知している限りでは、この条約に基づいて行われております国際博覧会につきましては、各国とも承認国政府を招請したという例はないようでございますし、これはこの条約の目的が多分そのような慣行を生んでいるということではないかと考えております。

○野間委員 私が聞いておるのは例があるかないかということではなくて、条約上国交がなくとも招請はできるのではなからうかということをお聞きしておるわけですか。

○都甲政府委員 その件につきましては、先生御指摘の十一條の趣旨も、外交上の経路による招請及び外交上の経路を通じてのみ回答することができるといふことを明確に規定しておりますし、そ

れから十二條を見ますと、招請国は国際博覧会政府代表を任命するというところで、政府代表がすべてについて責任をとらなければならぬことになつておりますし、十三條におきまして、参加国も陳列区域の政府代表を任命することによつて自国からいろいろの法人であるとか個人が参加する場合があります。自国の展示についてはその政府代表がすべて責任を有するという形になっております。こういう仕組みからいたしますと、やはり政府代表というものを任命し得る相手国がこの協定に言う博覧会に参加するというのが前提になつていると推定されるわけでございます。

○野間委員 その点については博覧会の趣旨にもとらうふうには思ひますが、きょうはペンディングにして、さらに機会を設けてお尋ねをしてみたいと思ひます。

それでは筑波博覧会はこの程度にいたしまして、次にお伺いしたいのは国際小麦協定についてであります。

まずその中で、小麦貿易規約について一点だけお伺いしたいと思ひますが、これは第六次の延長ですね。新しい協定化への展望の有無、現在交渉は一体どういふふうになつておるのか、その点についてひとつ説明をしていただきたいと思ひます。

○遠藤説明員 お答えいたします。

小麦規約の改定問題につきましては小麦理事会で鋭意検討してまいつたわけでございますが、七八年、七九年にかけまして行われました新協定案と称するものの交渉が中断いたしました。その後、七九年の十月でございますが、国際小麦理事會事務局長パロット氏の提案によりまして、新協定案よりも若干弾力的な運用を織り込んだものをベースとして討議を続けるかどうか、こういうことで種々議論が行われたわけでございます。しかしながら、大半の輸入国はこれに同調する方向でございまして、結局輸出国が、主として食糧の安全保障というものは自由貿易体制それから在庫の公平な分担、その他逼迫時における供給保

障というようなことで達成されるべきである、そのほか備蓄在庫につきまして各国が自国の必要性の範囲内で適正な在庫を保有すべきであるとか、代替案でいろいろメカニズムがございまして、けれども、それについて必ずしもうまく動かないのではないかと、いふふうな主張がございまして、したがつて、交渉会議の再開というめどは立たないままに推移してまいりました。

そこで、国際小麦理事會といたしましてはパロット事務局長に対して、事態の改善策を関係国と協議して結果を報告するという要請をしていたわけでございます。これに對しまして事務局長が昨年の十一月の小麦理事會におきまして、現在の困難な事態を何とか打開すべく協議してきたところ、このパロット案をベースとして交渉会議を早急に再開することは困難であるという結論を報告いたしました。その結果、小麦理事會といたしましては、当面の措置として、現行協定の協議メカニズムを強化、充実するというのを提案したわけでございます。そしてそのように決まつたわけでございますが、同時にわが国あるいはイス等先進輸入国、開発途上国の方からの不満の表明がございまして、結局これと並行して新協定についても作業を継続することが適当である、こういうふうに入輸出側も輸出側も含めまして合意を見た次第でございます。

○野間委員 それでは質問を変えて食糧援助規約についてであります。この規約を見ますとその目的のところ、一千万トン以上の食糧を援助するという世界食糧會議の目標の実質的な達成を確保することを目的とする、こういうことが書かれてあるわけですが、それではその援助を發展途上国が受ける場合に無条件で受けることができるのか、それともこの規約の運用に当たつて何か条件があるのかどうか、この点についていかがでしょうか。

○柳政府委員 特別の条件はございません。

○野間委員 この援助の方針とか政策に関していままだ加盟国間で協議をしたとか、あるいは何ら

